



2021年になり、3学期がスタートしました。3年生は卒業の準備、1、2年生は次の学年に進む準備をしましょう。健康な体と心で、新しい目標を決めて頑張りましょう。

さあ、希望ある1年にしていきましょう。



## ☆冬季の交通安全

- ①積雪時や道路の凍結時には自転車に乗らないようにしましょう。(登下校時は禁止です。)
- ②道路で広がって歩かない。右端に寄って歩きましょう。(道路が狭くなっていたら1列で)
- ③人も車も滑りやすいので、常にまわりをよく見て歩きましょう。
- ④夜は特に危険です。できるだけ外出は控えましょう。

## < インターネットと人権侵害③ >

### ☆インターネット上の人権侵害の特徴

#### 加害の容易性

誰でも簡単に書き込みができる。また、デジタルデータであるため、コピーや画像の合成も簡単にできる。

#### 匿名性

匿名での書き込みが可能のため、内容が悪質なものになったり、根拠のない情報が流されたりしやすい。また、被害者がすぐに加害者を特定することが困難であり、被害者の精神的な不安や負担が大きい。

#### 被害の拡散性

いったんネット上に掲載されると、世界中から閲覧可能になる。また、SNS等で拡散したり、別サイトにコピー・掲載されたりして、短期間に広がることもある。

#### 被害回復の困難性

情報の発信者・サイト管理者が特定できないなど、削除要請が困難な場合もある。削除されない情報は半永久的に掲載され、被害を出し続ける。

### ☆児童ポルノ自画撮り被害 注意！！

12月21日に実施された「ひまわり教室」において、警察の方の講義の中で、児童ポルノ自画撮り被害のお話がありました。

児童ポルノ自画撮り被害とは、青少年・少女が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影し、画像をメール等で送信させられることです。このような被害を未然に防止するために、福井県の条例では、自画撮りを要求する行為そのものを罰する規定が設けられています(30万円以下の罰金)。しかし、まずは被害に遭わないように、自分が注意しましょう。

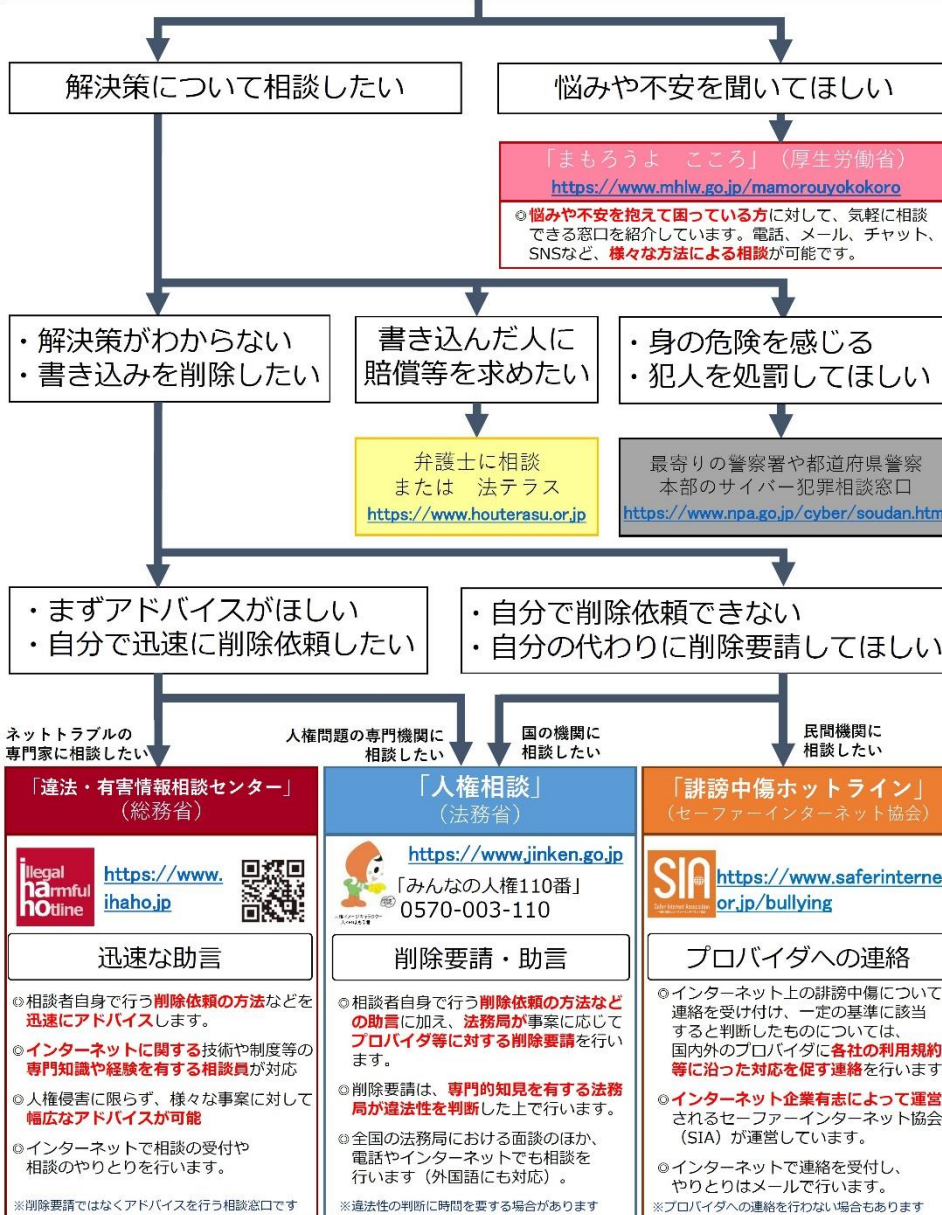
被害に遭わないためには、自画撮り画像を決して「**撮らない、送らない**」、また、要求されても「**断る**」ことが大切です。そして、もしも困ったことが起きた場合には、本人や家族だけでなくかかえ込まず、公共の相談窓口にご相談してください。

# ネットで誹謗中傷を受けたらどうしたらいい？ ～法務省が相談窓口選びのフローチャートを公開～

法務省は、ネット上で誹謗（ひぼう）中傷や名誉毀損（きそん）などの行為が増えているとして、被害を受けた際の相談窓口の選び方を、フローチャートで公開しました。人権侵害の被害を減らす啓発活動の一環で、「解決策を相談したい」「悩みを聞いてほしい」といったニーズに合わせた窓口を紹介しています。

## インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合



※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

<参考> ・法務省「インターネットによる人権侵害をなくしましょう」 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745 (直通) メール: [kenan@pref.fukui.lg.jp](mailto:kenan@pref.fukui.lg.jp)

★子どもの安全安心に関する情報などをツイッターで発信しています→

